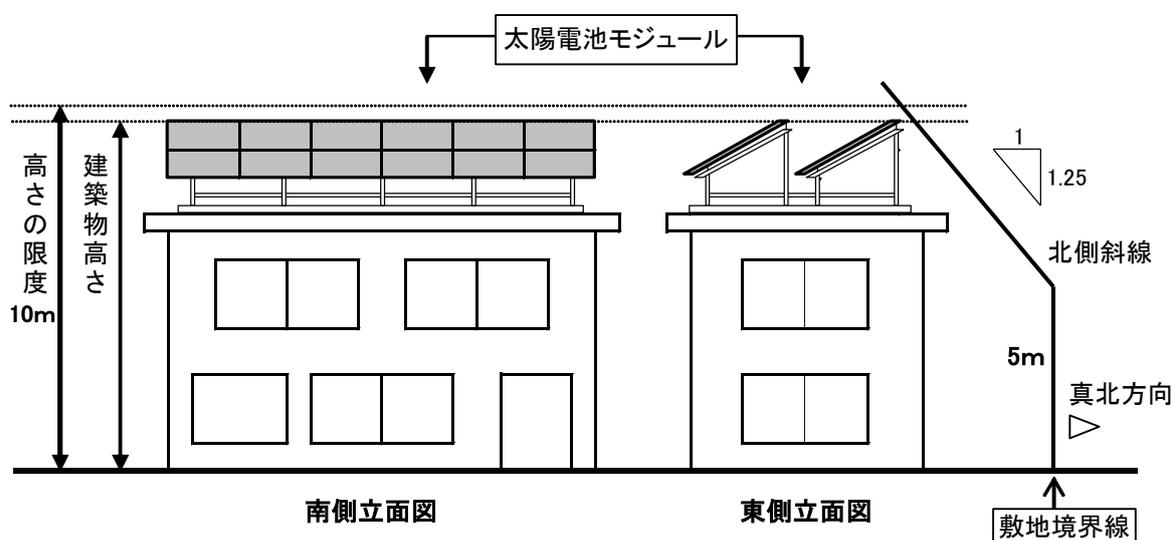


太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ

太陽光発電システムの設置にあたっては、建築基準法上、設置方法や規模によって建築物の高さに算入される場合があります。

お住まいの地域によっては高さの制限や各種斜線制限、日影規制に適合させる必要がありますので、建築物の屋上に架台を組む太陽光発電システムの設置を検討される場合は、事前に建築開発課までご相談ください。

(例) 用途地域が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域の場合



高さの限度は10mかつ北側斜線を超えないことが条件になります。

※地区計画の区域によっては、高さの最高限度が10m未満の場合があります。

※その他の高さ制限には、道路斜線、隣地斜線による制限があります。

<日影規制とは>

冬至日における建築物により生じる日影を一定の時間内に抑えることにより、周辺敷地の日照などの住環境を保護しようとするものです。

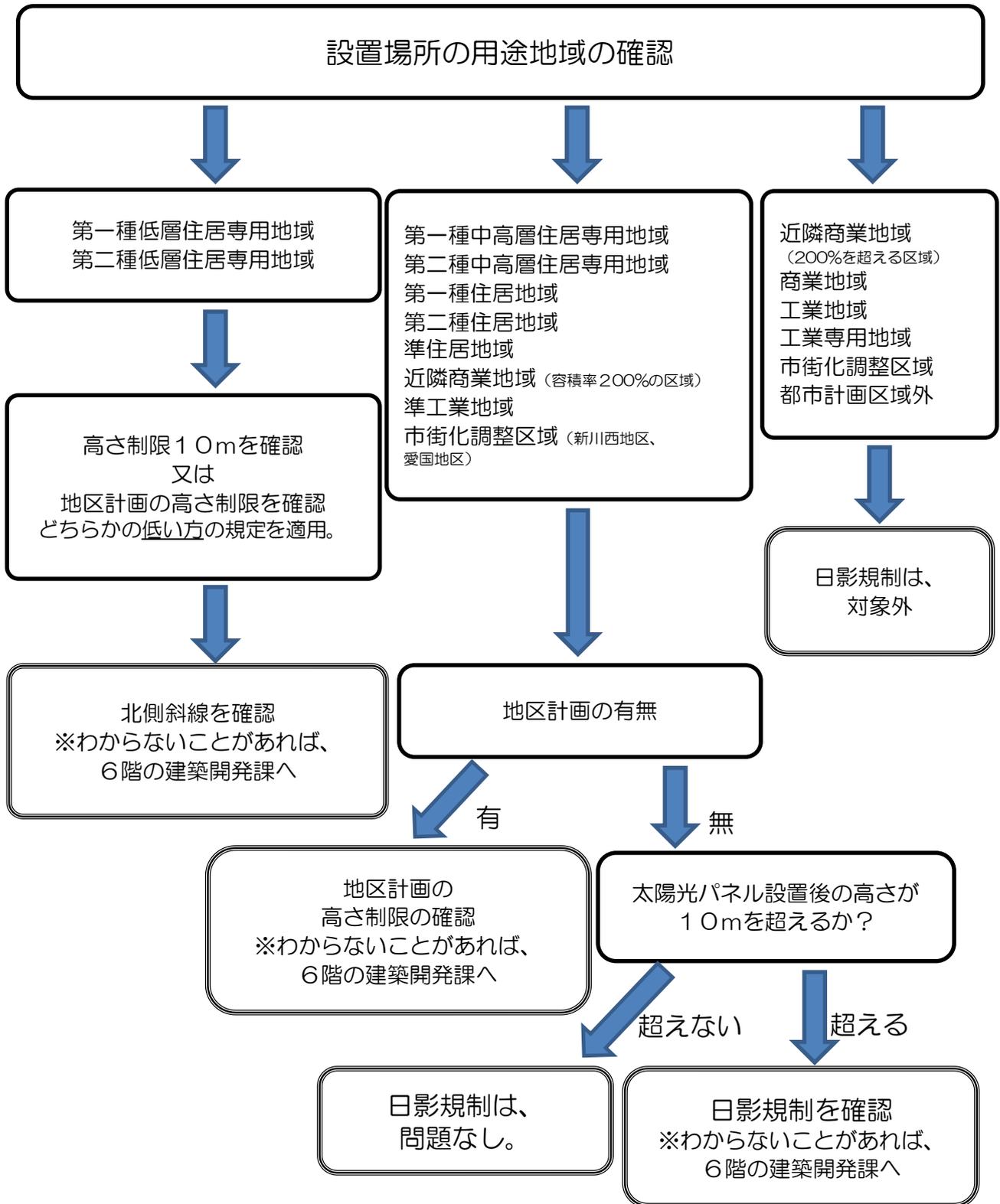
(日影規制の対象となる場合)

以下の用途地域で建築物の高さが10mを超えた場合

第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域(容積率200%の区域)・準工業地域

○問い合わせ先
帯広市 都市環境部 建築開発課
TEL 0155-65-4181(直通)

太陽光パネル設置に係る高さ規制の検討フロー



注1) 日影規制において、建物の日影が2以上の地域にまたがる場合は、
どちらの地域の規制も満足する必要があります。

注2) 上記制限の高さの算定は、地盤面からとなります。

注3) 簡易フロー図としているため、詳細は建築開発課 (Tel0155-65-4181)
にお問合せ下さい。

注4) 用途地域は、都市政策課にお問合せ下さい。(Tel0155-65-4175)